

富山県知事 新田 八朗 殿

申請年月日 2024年4月1日

【記載例】富山県移住支援金対象法人に係る登録申請書

下記のとおり富山県移住支援金対象法人の登録を申請します。

1 申請者欄

Table with 4 columns: フリガナ, 法人名, 本店所在地, 法人番号. Includes fields for トヤマ タロウ, 富山 太郎, 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1-7, and 076-444-4608.

法人番号を13桁で記入してください。

2 申請者に係る確認事項(該当する欄に○を付けてください)

(1) 国が定める共通要件

Table with 3 columns: 確認事項, 該当する, 該当しない. Lists conditions like '官公庁等(第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)' and '資本金10億円以上の営利を目的とする私企業(※1)ではないこと'.

※1 資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。

※2 本事業に係る「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当する法人とする。

- 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

注) 上記項目の資本金10億円以上の法人が2.(1)の2番目の要件で本事業の対象となる場合には、同項目の判定に当たり資本金10億円以上の法人として考慮しない。

※3 東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県

※4 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。

(2) 誓約事項

Table with 3 columns: 誓約事項, 誓約する, 誓約しない. Item: 下記「移住支援金対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項」に記載された内容について

【移住支援金対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項】

- 富山県移住支援事業に関する報告等について、富山県及び富山県内の市町村から求められた場合には、それに応じます。
富山県移住支援金対象法人に係る登録の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合、当該登録の取り消しに応じます。
登録後、要件を満たさなくなった場合は、速やかにその旨を県に通知します。

(3) その他

Table with 2 columns: 「就活ラインとやま」登録企業ID, 管理コード(富山県使用欄). Value: slt_c_162824_0c8ohLA

富山県にて記入しますので、記入の必要はありません。

「就活ラインとやま」のログインIDを記載してください。

3 添付資料

□履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書

(担当者)

Table with 4 columns: 所属, 職氏名, 電話, E-mail. Values: 人事部, 課長 富山 次郎, 076-444-4608, zirou@pref.toyama.lg.jp